

室町幕府最末期の奉公衆三淵藤英

金子 拓

はじめに

本稿は、『大日本史料』第十編之二十三（一〇〇〇年三月刊）に収録した三淵藤英の卒伝（天正二年七月六日条）を編纂する過程で得た知見を報告し、あわせて、彼の活動を通して、室町幕府最末期の奉公衆の存在形態や義昭政権下における京都近郊支配のあり方について、簡単な考察を加えるものである。⁽¹⁾

なお、三淵氏は第一章で述べるように奉公衆に編成されていたが、これらとは別に「御部屋衆」という身分待遇も与えられていたようである。御部屋衆とは、定員一人、毎夜一人が御前で宿直を勤めたという近侍で、二木謙一氏によれば「武家衆の中では特異な身分」であるといふ。他の身分待遇といかかる差異があるのか、ただちに明らかにしがたいため、便宜上本稿では三淵氏の立場を奉公衆に代表させておきたい。

一 三淵氏の沿革

（1）三淵晴員以前

足利義昭の周辺には前代以来の奉公衆の家柄に属するような武士たちが、多く付き従っていた。その一人が本稿で取り上げる三淵藤英（みつぶち・ふじひで）である。まず本章では、のちの藤英の行動の深部を規

定していると思われる藤英以前の三淵氏の流れを簡単に見てゆきたい。

三淵氏の祖とされる持清は、『寛政重修諸家譜』（巻第百七）によると義満の庶子とされている。持清の名は義持の偏諱を受けたもので、引付頭人に任じられ、山城国三淵（現在地未詳）を領したことから三淵を称するようになったと記される。⁽³⁾

右の説は『系図纂要』でも踏襲されている。⁽⁴⁾さらに『系図纂要』の記載によると三淵氏は、持清のあと、晴重（大和守）—晴政（能登守）—晴貞（伊賀守）—晴恒（加賀守）—晴員（掃部頭・大和・伊賀守・入道号宗薰）と続き、藤英に至る。⁽⁵⁾

『寛政重修諸家譜』や『系図纂要』の記載を裏づける徵証は乏しく、よってこれらを無批判に事実とみなすことはできないだろう。ただ、祖父が義満の庶子であったということや、引付頭人であったことなどの当否はおくとして、室町時代中ごろ以降、三淵氏は室町殿に仕える御家人であり奉公衆の一員であったことは間違いないようである。

たとえば文安年間（一四五四～四九）に成立したとされる番衆交名のなかに「三淵又次郎」の名が見える。⁽⁶⁾福田豊彦氏によつて整理された各時期の奉公衆番帳の一覧を見ると、文安年間から明応年間に至るまで、三淵氏は貫して一番衆に編入されていた。⁽⁷⁾

掌英林という人物は「奉公水淵被官人棧敷豊前入道」の子であるという理由で身柄を豊前入道に引き渡されている。⁽⁸⁾また、延徳二年（一四九〇）九月、大和国広瀬郡に所在した真言宗寺院金勝寺東門院領の地頭職として「水淵殿」の名前が見え、「御近衆也」と注記されている。⁽⁹⁾三淵はしばしば「水淵（測）」とも表記されることから、晴員以前、寛正一年、延徳二年時点において三淵氏は奉公衆であったことが確認できる。晴員以前に具体的にその活動をうかがうことができるものは、『伺事記録』延徳二年九月二十三日条に見える三淵伊賀入道正運である。⁽¹⁰⁾もとより全幅の信頼をおくことはできないが、先の系譜と照らし合わせると、伊賀入道という通称から晴員の祖父晴貞がこれにあたるのかもしれない。とすれば、ほぼ同時期に登場する金勝寺東門院領地頭職の「水淵殿」はこの晴貞か、もしくはその子（晴員の父）晴恒に該当するだろうか。

（2）三淵晴員

藤英の父晴員については、最近発表された設楽薰氏の研究に詳しい。⁽¹¹⁾設楽氏によれば、晴員の史料上の初見は『尚通公記』大永三年（一五二三）正月五日条であり、以後義晴の側近として訴訟の取次や使者を勤める史料が散見するという。

晴員の生い立ちとして特筆できるのは、晴員が和泉上守護家細川氏から三淵氏に入嗣したという所伝があることである。父は細川元有、実の兄弟に元常がいる。元常の養子として和泉上守護家を嗣いだ細川藤孝は晴員の実子（つまり藤英の兄弟）である。

さらに義澄・義晴の二人の将軍に仕え、諸事の取次を勤めてこの時期の政務に重要な役割を果たした室町殿女房清光院佐子局は、晴員の姉であつた。⁽¹²⁾こうした将軍家・細川家との関係により、三淵晴員ひいては三淵氏は幕府の中枢部に躍り出たものと推測できよう。

掌英林という人物は「奉公水淵被官人棧敷豊前入道」の子であるという理由で身柄を豊前入道に引き渡されている。⁽⁸⁾また、延徳二年（一四九〇）九月、大和国広瀬郡に所在した真言宗寺院金勝寺東門院領の地頭職として「水淵殿」の名前が見え、「御近衆也」と注記されている。⁽⁹⁾三淵はしばしば「水淵（測）」とも表記されることから、晴員以前、寛正一年、延徳二年時点において三淵氏は奉公衆であったことが確認できる。晴員以前に具体的にその活動をうかがうことができるものは、『伺事記録』延徳二年九月二十三日条に見える三淵伊賀入道正運である。⁽¹⁰⁾もとより全幅の信頼をおくことはできないが、先の系譜と照らし合わせると、伊賀入道という通称から晴員の祖父晴貞がこれにあたるのかもしれない。とすれば、ほぼ同時期に登場する金勝寺東門院領地頭職の「水淵殿」はこの晴貞か、もしくはその子（晴員の父）晴恒に該当するだろうか。

設楽氏の論文は、この時期の三淵氏に触れた数少ない文献の一つとしてたいへん貴重なものである。しかし設楽氏は、佐子局が、永正五年に京都を出奔して近江に逃れた義澄、および義澄死後に播磨に流寓した義晴に従い、大永元年七月の義晴上洛時にも従っていたことを裏付ける傍證として三淵氏について論及したまでで、三淵氏もしくは晴員について掘り下げて追究しているわけではない。したがってここでは、設楽氏の研究を基礎に、もう少し晴員の事績について史料を積み重ね、検討を加えておきたい。

晴員の通称は弥二郎であった。『言継卿記』天文元年（一五三一）十一月十一日条に「三淵弥二郎晴員」の署判のある文書が収載されている。⁽¹³⁾そして天文六年（一五三七）四月を境に掃部頭の官途を名乗るようになる。その初見は『鹿苑日録』同年四月一日条であり、その三日後の『天文日記』にも同じく掃部頭として登場する。『天文日記』では三月四日条に「三淵弥二郎」と登場するので、この一ヶ月の間に掃部頭に任官したものと推測される。⁽¹⁴⁾三淵弥二郎が掃部頭と同一人物であることは、「証如上人書札案（宛名留）」に「三淵弥次良、今者掃部頭」とあることから確認できる。

活動については、設楽氏が指摘されたように將軍の側近として諸事の取次にたずさわっていた史料が多い。とりわけ注目すべきなのは、石山本願寺と室町幕府との間のパイプ役とでもいべき役割である。これについては神田千里氏の研究に詳しいが、姉の佐子局とともに訴訟、音信の取次にたずさわった活動を『天文日記』に数多く見いだすことができ

る。

そのほか設楽氏が指摘された赤松氏との関係がある。赤松政村が室町殿義晴に「御礼」を行なうにあたり、赤松氏の分国播磨國側では當時在国していた晴員の兄孫三郎が、京都側では晴員がその仲介にあたつてい

る。⁽¹⁹⁾ 晴員はその後も伊勢貞孝らとともに赤松氏の仲介役として活動している。

さて、義晴は天文十九年（一五五〇）五月四日、近江国穴太にて死去する。晴員はこれを機に出来入道したものと推測される。確認できる掃部頭としての終見が同年正月五日であり⁽²⁰⁾、義晴の一一周忌を間近にひかえた翌年四月五日には「三淵掃部入道」として史料にあらわれるからである⁽²¹⁾。このとき晴員は、義晴一周忌の仏事料を納めるように命じた義藤（義輝）の御内書を本願寺にもたらす使者を勤めている。以上の推測が正しければ、ここからも義晴の側近として重要な役割を果たした晴員の立場をうかがうことができよう。

もつとも義晴の死が即晴員の失脚を意味したわけではない。その後も本願寺との関係は続いていることから、引き続き幕府内で一定の政治的位置を占めていたものと思われる。この後晴員は「伊賀入道（宗薰）」と呼称を変えて（理由は後述）、子息藤英とともに「御部屋衆⁽²²⁾」もしくは奉公衆として幕府に出仕し、また山科吉継等公家たちとの交流も保っている。

晴員が死去したのは元亀元年（一五七〇）三月一日のことであった。遺子藤英が亡父の肖像画を作成させ、讚を五山禪僧であつた仁如集堯に依頼している。同年六月の日付のある讚は仁如の詩文集『鏤冰集』に収められているが、それによれば晴員の戒名は「瑞松院以南宗薰禪定門」。七十一歳で亡くなつたというから、生年は明応八年（一四九九）である。

（3）三淵氏の所領

ここでは管見のかぎり検出された三淵氏の所領・所職について整理する。

A 金勝寺東門院領地頭職

（1）で述べたとおり、金勝寺とは大和国広瀬郡に所在した真言宗寺院であるが、三淵氏がどのような関わりをもつっていたのか、これ以外の史料がなく、「地頭職」以上のことはわからない。

B 加賀国倉光保（莊）

『天文日記』天文五年十月一日条に「三淵弥二郎知行加州倉光庄事」とあり、晴員がこの地を「知行」していたことが知られる。しかしながらその經營は当初から困難をきたしていたらしい。元来同地を本領としていた倉光氏⁽²³⁾という国人領主が存在していたにもかかわらず、加賀国の守護であつた本願寺とのパイプを生かしてか、半ば強引に倉光保を我がものにしようとしたふしが見られる⁽²⁵⁾。

その後翌天文六年、さらに天文七年にも晴員は倉光保について本願寺証如に申し入れを行なつていて、事態は思うように進捗しなかつたようである⁽²⁶⁾。奥野高廣氏は倉光保を幕府料所として掲出しているが、田中淳子氏が整理しているように、この時点で御料所たることを離れていたといふべきだろうか。

加賀国からは数多くの幕府料所ほか幕府と密接な関わりをもつ所領が検出されている。そのなかで神田氏は右にあげた史料にもとづいて倉光保を「直臣所領」に分類している。同氏によれば、義晴の時期（天文年間頃）「本願寺が進退する加賀の所領は幕府体制にとつても少なくない意味をもつていた」のである。結果的に三淵氏の支配が成功裡に終わらなかつたにしても、晴員の倉光保支配は右のような状況下で推し進められたということは、晴員が「幕府体制」を積極的に支えていた人物の人であつたことを裏付けるのである。

C 山城国松崎

山城国愛宕郡に所在した所領で、戦国期には寺社、武家などの保有す

る所職が錯綜して存在していたとおぼしい。**『大徳寺文書』**から確認できるものだけに限つても、大徳寺徳禪寺領、鹿苑院領、伊勢右京亮知行分、御料所、大徳寺養徳院領、北野宮寺外会所領など多岐にわたつてゐる。

晴員の活動時期、松崎の所領をめぐつて激烈な相論が繰り広げられていた。これは、松崎郷内毎阿弥跡三町の知行を主張する北野宮寺外会所と、おそらくその内部に含まれていたとみられる薑田一町の知行を主張する大徳寺養徳院の対立が基軸となつていた。この対立の外因は、推測するに足利義晴・義維の二つの勢力による権力抗争にあると考えられるが、ここではこの相論についてはこれ以上立ち入らないことにする。

この相論に関して発給された室町幕府奉行人奉書を見ると、北野社領三町の内五段分が「三淵掃部頭知行」となつてゐる。具体的な「知行」

の内容は不明だが、このような注記が見られるのはいずれも北野社領三町の安堵を行なつた奉書のみであることから、養徳院が自領たることを主張する薑田一町との重複はないものと考えられる。

晴員が松崎のうち五段を知行していいたことを示す文書上の初見は、天

文六年八月二十二日付奉行人奉書案⁽³³⁾である。しかしそれより先、『鹿苑日録』同年一月十六日条では、晴員が松崎に所在する御料所の代官であつたことが確認できるので、あるいは松崎内の晴員の知行はこの御料所代官と何らかの関係を有しているのかもしれない。

ちなみに、松崎内の三淵氏所領（十石）は藤英の没後織田信長によつて伊勢神宮神主藤波慶忠に宛てて行なわれている。これから、晴員が知行していた五段を藤英が相伝したものと考へてよいだろう。藤英が没するまで、松崎は三淵氏の所領として命脈を保つていたのである。

D 山城国一乗寺内瑞願寺名田畠

一乗寺郷もまた山城国愛宕郡に所在する。天文六年七月、晴員と太田

備前入道との間で、当郷内隨願寺名田畠山林所々散在をめぐる相論が起つた。幕府は晴員勝訴の裁決を下したが、白毫寺は代々御祈願所であるとの六角定頼の意見によつて、晴員は同所領を白毫寺に還付している。となると、晴員と太田備前入道がこの所領に対するいかなる権益について争つたのかが問題となるが、残された文書のみからは明らかにできない。

さて、いま晴員は白毫寺に所領を還付したと述べたが、実際のところは、天文六年から十カ年を限つて所務を折半し、十年の後は寺家に一円に還付するという留保条件をつけた取り決めが晴員・白毫寺両者の間で交わされている。⁽³⁵⁾十年後の天文十五年以後、本所がいかなる顛末をたどつたのかは不明である。

小 括

以上、史料上で検出できた晴員の時期までの三淵氏所領を検討した。B 加賀倉光保やC 山城松崎に見られるように、その支配形態は、室町幕府の御料所支配と密接不可分のものであつたことがわかる。奉公衆としての典型的な所領領有のあり方というべきだろうか。

もちろん三淵氏の所領は以上に検出しえた範囲にとどまるものでない。しかし、その主体は山城と加賀にあつたと判断できる史料がある。天文七年九月、晴員は狩野左京亮とともに幕府に對して暫時の暇を申請した。⁽³⁶⁾理由は「不弁」すなわち経済的な困窮であった。これに対し、内談衆は「三掃ハ松崎其外塙公事并柴公事被_レ給之、又加州にても二三ヶ所被_レ申給_二候」として申請をはねつけている。塙公事・柴公事の内容はわからないが、晴員が給わつた所領として幕府（内談衆）の念頭に置かれているのは、松崎および加賀の一、三ヶ所であつたのである。ここから、晴員は加賀にAとしてあげた倉光保以外にも所領を有していたことがわかるが、史料上からは確認できない。

二 三淵藤英の事績

(1) 生い立ち

三淵藤英に関する現在のところもつともまとまつた記述は、谷口克広氏による『織田信長家臣人名辞典』のものである。⁽³⁷⁾ このなかで谷口氏は、幕府奉公衆として、義昭側近として、義昭・信長の争いの中で、という三つの段階に分けて藤英の事績を整理されている。典拠となる史料を明示されたうえでの簡潔にして要を得た解説で、ほぼこれで藤英の一生を見通すことができるようになっている。

本章はこの谷口氏の仕事に対する屋上に屋を架することのそしりをまぬがれないが、若干付け加えるべき史料や知見などもあることから、あらためて藤英の活動をその初期から追つてみたい。

前述のように藤英は晴員の子として、細川藤孝と兄弟にあたる。いざれが兄で、いざれが弟なのか、確たる史料はない。谷口氏は藤英を藤孝の実兄とするが、典拠は未詳である。ただ、藤孝の生年は天文三年であり、後述するように同九年、遅くとも天文十三年には藤英の御部屋衆としての活動が見られるから、通説のとおり藤英を兄と見るべきであろう。

孝の塔所である。

藤孝の母とは異なり、藤英の母の出自は詳らかでないが、それをうかがわせる史料としては、次のものがある。

一、^{〔公継〕}晚頭徳大寺へ寵向、三淵大和守母ニ自「葉室」被^{〔頼房〕}申子細有^之、
伝「語之」、(『言継卿記』永禄十一年十一月二十四日条)

山科言継が、徳大寺邸に滞在中とおぼしき藤英母に葉室頼房からの言づてを頼まれておもむいたという内容である。右の史料を見るかぎりでは、藤英母は徳大寺家と縁者であった可能性を指摘できる。しかし後述するように藤孝母もまた徳大寺家と浅からぬ因縁があり、この場合の母は「義母」の意を示すとも考えられ、確定的ではない。後考をまちたい。

(2) 弥四郎時代

藤英の通称は弥四郎であった。三淵弥四郎の史料上の初見は『鹿苑日録』天文九年八月十日条である。藤英にとつては伯母にあたる清光院の使者として鹿苑院主汝雪法叔のもとを訪れている。

その後しばらく活動歴が途切れ、天文十三年以降、御部屋衆（あるいは奉公衆）として『言継卿記』に頻繁に登場する。『言継卿記』の残存状況に左右されるが、天文十年前後から将軍側近として活動を開始したと考えてよからう。このときの将軍はすでに義輝であるが、なお義晴も存命しており、藤英は義晴・義輝・義昭の三者に仕えたわけである。実名については、初名は藤之であるとの所伝がある。⁽⁴⁰⁾ これは義輝（義藤）の偏諱「藤」を与えられたものであろう。義藤は天文十五年に元服し義輝への改名は同二十三年であるから、この足かけ九年の間に偏諱が授与されたことになる。

『言継卿記』における弥四郎の活動を見ると、御部屋衆として室町第に出仕し、御札の取次を行なつていてのほか、清原業賢・枝賢亭でしばし

ば開催された蹴鞠に参加している記事も散見する。⁽⁴²⁾前章で述べたように、父晴員はすでに幕府内で一定の地位を築いており、また、義母（藤母）が清原業賢の妹にあたることもあって、藤英は当初から清原家、ひいては山科言継をも含めた公家社会とも接点を持つていた。

（3）弾正左衛門尉時代

三淵弥四郎の記事は、天文十七年（一五四八）六月九日条を最後に途絶える。その後藤英と見られる人物が史料上に再登場するのは弘治から永禄への改元が行なわれた年であった。

弘治四年（一五六八）から永禄へと改元が行なわれたのは二月二十八日。⁽⁴³⁾義輝はこのとき近江朽木に流寓しており、五月三日に坂本まで進出している。永禄への改元が義輝の了解なしに行なわれたとして義輝の不興を買つたのがこの五月から六月にかけてのことであった。そのさい、万里小路惟房が改元を事後報告した將軍側の申次が「三淵弾正左衛門尉」である。

この弾正左衛門尉が藤英であることは、『多聞院日記』永禄九年八月二十四日条所載の同年八月二十日付龍雲院祐尊・三淵弾正左衛門尉藤英連署書状で確認できる。このとき藤英は、義昭の上洛について義昭と大和の国人十市遠勝との仲介を行なつてゐる。

以上より、天文十七年六月～永禄元年五月の間に、藤英は弾正左衛門尉の官途を得てることがわかる。この間の大きな出来事といえれば、父晴員が出家した契機であつた義晴の病没が第一に考えられる。しかし、晴員は、藤英の任弾正左衛門尉と軌を一にするかのように、呼称を「掃部入道」から「伊賀入道」へと変えてゐるのである。伊賀入道の初見は『兼右卿記』永禄元年九月十六日。⁽⁴⁴⁾藤英の弾正左衛門尉としての初見からさほど時間を経ていない。翌年の正月には、御部屋衆として「三淵伊

賀入道・同弾正左衛門尉」と並んで登場するから、この二人は晴員・藤英のことと考へて大過ないだろう。

つまり、晴員が掃部入道から伊賀入道へと呼称を変えた時期と、藤英が弾正左衛門尉の官途を得た時期は同じであると考えられ、それは義晴が没した天文十九年以後のこととすことができよう。この時期を特定するのは困難であるが、あえてあげるとするならば、義輝が近江に逃れていたものの三好長慶と和睦を成立させふたたび帰洛を果たした天文二年正月がその時期にあたるのかもしれない。いずれにせよ義輝の動向は改称・任官の大きな契機ではあつても絶対条件ではないであろうから、これ以上憶測を重ねることはひかえたい。

ところで、藤英の初名は前述したように藤之であり、藤英への改名も弾正左衛門尉の時代に行なわれたと推測される。藤之に関する一次史料は、永禄五年九月二日に大徳寺ならびにその門前境内を対象に軍勢の乱妨狼藉を禁止した禁制⁽⁴⁵⁾、および、横瀬（由良）成繁が義輝から鉄砲を贈られたことへの祝意を伝えた年未詳六月九日付書状の二通がある。

前者の禁制には、「弾正左衛門尉藤之」の署名に花押が据えられており、署名脇には「水淵」と記した押紙が貼付されている。花押は後年の大和守時代のものとは一見して異なる形状をしている〔図1〕。後者の差出書は藤之で、花押は禁制と同じ形状と判断できる。封紙には「三淵弾正左衛門尉／藤之」とある。

すなわち、後者の書状より前者の禁制の発給者も三淵藤之であると断定できる。この人物は、弾正左衛門尉という官途名、および『寛政重修諸家譜』にあげられている藤英の初名と一致することから、のちの藤英であると考えたい。横瀬成繁が由良姓に改姓したのは永禄五年とされてゐるから、後者の書状は禁制とほぼ同じ時期かそれ以前ということになり、時期的にも矛盾はない。花押形状の変化は、藤之から藤英への改名、

図1 三淵藤英（藤之）の花押



①「由良文書」（年未詳、永禄5以前）6.9付（表1-2）
②「東寺文書（神泉苑文書）」元亀2.9.28付（表1-18）

あるいは大和守への任官がある契機となつたものであろうか。藤之から藤英への改名は、現段階では右の文書の永禄五年九月から、先に触れた『多聞院日記』での永禄九年八月の期間以上に絞り込む材料は見当たらない。

さて『大徳寺文書』『由良文書』に見える藤之と藤英が同一人物であるとすると、興味深い事実が浮かび上がってくる。右の禁制について、まつたく同じ日付、内容もほぼ同じで発給者が異なるものが他に三通『大徳寺文書』に収められている。発給者は、図書丞（未詳）、柳本秀俊・薬師寺弼長、伊勢貞孝である。⁽⁴⁸⁾ちょうどこの禁制が出される直前の八月下旬、伊勢貞孝は浪人柳本氏・薬師寺氏らを語らつて三好長慶に反旗を翻し北山辺に陣取つた。結局貞孝は九月十二日に敗死するが、貞孝・柳本・薬師寺のごとく、この反乱を起こした側の人間が大徳寺に禁制を出しているということから、同日に同内容の禁制を発給した藤之もまた、この反乱に荷担したのではないかと推測されるのである。

この反乱に関しては、義輝黒幕説も出されるなど、歴史的位置づけはまだ定まっていない。義輝の側近たる藤之が荷担しているという意味では、義輝黒幕説の有力な徵証となりうる。しかしそのいっぽうで、こ

の事件以後義輝の横死（永禄八年）まで藤英は史料の表面にはあらわれず、再び史料にあらわれるのは、永禄九年、近江矢島に逼塞していた義輝の弟義昭（当時義秋）の側近としてあることを考えると、このとき伊勢方に荷担したのが原因で義輝から遠ざけられたという考え方も可能となろう。そのいずれにあたるか、また、そもそも藤之＝藤英であるのかなどの問題はさらに検討を積み重ねる必要がある。

（4）彈正左衛門尉から大和守へ

前節で触れたように、彈正左衛門尉藤英は永禄九年には義昭の上洛について画策している。⁽⁵³⁾また、翌年永禄十年十月には、大将として三好三人衆の一人長逸の子久介と山城炭山で戦い、惨敗している。三好三人衆はこのとき義栄側について三好義継・松永久秀らと対立しているので、少なくとも藤英は反義栄側に与していたと考えることができる。このときの戦いにおいて、「三淵敗軍討死云々」、「公方衆大かた相果了」⁽⁵⁴⁾のように藤英討死の報が各所にもたらされているが、これは戦時の混乱ゆえの誤聞であろう。

永禄十一年九月に義昭は信長とともになつて上洛を果たす。この直前の八月、美濃立政寺に滞在していた義昭のもとから、本国寺上人に宛てて使者二人を近江佐和山へ差し遣わす旨の書状が出された。⁽⁵⁵⁾このときの使者は「細兵」「三弾」の二人。細川兵部大輔藤孝と三淵彈正左衛門尉藤英兄弟を指すものと思われる。その約二ヵ月後、藤英は飯河信堅と連名で義昭参内のための諸道具を山科言繼に指示する書状を出している。このさいの差出書は「大和守藤英」となつており、以後の史料においても藤英は大和守の官途で呼ばれるようになる。

すなわち、永禄十一年八月から十月の間に、藤英の官途は彈正左衛門尉から大和守に変わつたわけである。その契機は九月の義昭上洛にある

と考えていいのではあるまい。

ちなみに本国寺上人へ藤孝・藤英二人を遣わす旨の書状の発給者は、上野秀政と三淵秋豪である。秋豪は藤英の子。この文書が秋豪の史料上の初見となる。秋豪もこの頃から義昭側近としての活動を行なっていたことがわかる。「秋」⁵⁸は義秋の偏諱であろう。秋豪の通称は父藤英と同じく弥四郎であった。

以下、義昭・信長政権のもとでの藤英の活動については、章をあらためて論じることにする。

三 淀藤英の活動

(1) 三淵藤英文書

ここまで叙述で言及したものもあるが、最初に藤英（藤之時代を含む）の発給文書を一覧表にして掲げたい〔表1〕。

谷口克広氏は、ここにまとめた藤英の発給文書および諸記録などに振り、前章で触れたように義昭側近としての活動を特記されている。ここで彼の活動を文書のうえで確認してみよう（括弧内数字は表1の番号）。

義昭上洛前後では、上洛にあたって大和国人の十市遠勝の忠節を求める書状（3）、山科言継に対し上洛後義昭が参内するときの道具について正実坊と相談すべきことを命じた書状（4）がある。またそのほか、三宝院若公（のちの義演）に対して義昭の一字を授ける旨の伝達（14）、義昭所望の馬の種類についての指定（20）、御内書の副状（23）などの書状が残っている。

所領関係では、寺領安堵の幕府奉行人奉書の副状（6・7）、年貢納入命令（10・24・25）、所領安堵の折紙（8・19）、徳政令適用免除の信長朱印状の副状（13）などがある。

軍事的指揮官としての活動と見られるのは、元亀二年七月下旬から八月にかけて発給した15～17の一連の禁制である。藤英はこの年の七月二十三日に摂津へ向けて出陣しており、禁制はこのときの出陣地域と推測される摂津善光寺や春日社領同国垂水西牧南郷に対する出された。⁶⁰ 藤英はこの直前七月上旬、および八月下旬から九月にかけても大和・摂津に出陣しており、義昭の側近として、摂津・大和方面における松永久秀・三好三人衆方との戦いの中心的な役割を果たしている。脇田修氏は藤英のこのような活動を評して義昭の直属軍としたが、これは前代の奉公衆による将軍親衛軍の系譜を引くものであろうから、藤英の軍事的活動は、父祖以来の三淵氏の将軍近侍の性格を濃厚に受け継いでいるといえる。そのほかとくに注目されるのは、伏見を中心とした山城南部地域の支配者としての顔である。

(2) 藤英による伏見周辺支配

藤英が伏見城主であったことは以前より指摘があつたが、そこを拠点とした活動の内実について深く追究されることはなかつた。本節はその具体像をできるかぎり明らかにすることが目的である。

三淵氏（藤英・秋豪）がこの時期伏見に居を構えていたことは、たとえば『兼見卿記』元亀三年九月十三日条・同天正元年三月十一日条などに見え、またその居宅が「城」と表現されるものであつたことは、同記同年七月十二日条（「以柴修」扱三太退城、「在城伏見」了）、『年代記抄節』天正二年五月条（「三淵在城ノ伏見ノ城」⁶³）からうかがうことができる。後者の史料からは伏見城が「櫓堀」を備えたものであることがわかる。

藤英の伏見城の故地は詳らかではない。ただ、近世に編纂された地誌によると、豊臣秀吉の伏見城を説明した項に「此所初小城アリ、水淵大

表1 三淵藤英発給文書

	内容	差出書	典規	備考	大日本史料
1 永祿5.9.20	大徳寺境内・門前における乱妨停止の禁制を掲げる	彈正左衛門尉藤之（花押）	大徳寺文書四	「木淵」の付箋あり	10-23,p106
2 (年未詳)6.9	横瀬（由良）成繁への音信	藤之（花押）	由良文書（安川繁成氏所蔵）	横瀬雅楽助（成繁）宛	10-23,p112
3 (永祿9)8.20	義昭上洛につき、十市遠勝に忠節を求める	三淵彈正左衛門尉／藤英判	『多聞院日記』永祿9.8.24条	龍雲院祐尊との連署	10-23,p119
4 永祿11.10.5	義昭参内の道具について正実坊と相談すべき由の折紙	三淵大和守／藤英判	『言經卿記』永祿11.10.6条 之十】2295号	飯河信堅との連署	10-1,p188
5 永祿11.10.18	山城醍醐山上に城郭を構えるにつき、上醍醐惣中への起請文	三淵大和守／藤英（花押）	金藏寺文書		10-23,p107
6 (永祿11)11.19	山城金藏寺領安堵の奉行人奉書の副状	三淵大和守／藤英（花押）	鳥居大路良平氏文書		10-1,p292
7 (永祿11)12.17	賀茂社領安堵の奉行人奉書の副状	三淵大和守／藤英（花押）	壬生文書二		10-1,p285
8 (永祿12)10.17	小瀬朝芳に自庫敷地を安堵する折紙	三淵大和守／藤英（花押）	武德編年集成		10-3,p433
9 (元亀1)6.18	義昭出馬延引きを畿内御家人に報知する	細川幽斎・一色藤長との連署	武井夕庵との連署		10-4,p525
10 (元亀1)9.17	山城大住庄百姓等に対し、年貢を進納するように命じる	三淵大和守／藤英（花押）	墨華院文書		10-4,p210
11 (元亀1)10.7	大乗院尋観の音信に対する返書	藤英判	「尋観記」元亀1.10.9条		10-5,p344
12 (元亀1)10.8	上醍醐寺に対する徳政令の適用を免除する信長朱印状の副状	三淵大和守／藤英判	「尋観記」元亀1.10.9条		10-5,p346
13 (元亀1)12.18	筒井順慶に対し、大乗院門頭の取りなしを求め。上醍醐寺に対する徳政令の適用を免除する信長朱印状の副状	三淵大和守／藤英（花押）	三宝院文書五十六		10-5,p85
14 (元亀2)4.20	三宝院若公（義寅）に対し、義昭の一子を授与する旨を伝達する	藤英（花押）	三宝院文書五		10-6,p185
15 元亀2.7.26	根津南郷社境内における乱妨停止の禁制を掲げる	大和守（花押）	今西文書坤		10-6,p672
16 (元亀2)7.26	春日社御土居屋敷における陣取禁止を保証する	三淵大和守／藤英（花押）	今西文書坤		10-6,p672
17 元亀2.8.1	根津善光寺における乱妨停止の禁制を掲げる	大和守（花押）	原田神社文書		10-6,p973
18 元亀2.9.28	東寺觀智院造営料として、稻荷社參錢を寄進する	三淵大和守／藤英（花押）	東寺文書（神泉苑文書）	三淵秋豪との連署	10-6,p936
19 (年未詳)2.28	三宝院散在所領の当知行を安堵する	三淵大和守／藤英（花押）	醍醐寺文書30函		10-23,p110
20 (年未詳)3.16	將軍所望の御馬の種類を伝達する	三淵大和守／藤英（花押）	池田輝純氏所蔵文書	曾我助乗との連署	10-23,p113
21 (年未詳)5.10	梵舜の得度について藍涼軒に報知する	三淵大和守／藤英	吉田文書一		10-23,p111
22 (年未詳)7.7	庄田兄弟の下向を由良国繁に報ずる	藤英（花押）	由良文書（原蔵者不詳）		10-23,p114
23 (年未詳)8.6	由良成繁が常陸よりの馬献上の路次警護をしたことに対する義昭御内書の副状	藤英（花押）	由良文書（安川繁成氏所蔵）	一色藤長との連署	10-23,p112
24 (年未詳)10.17	醍醐以下諸郷の百姓に上醍醐寺領の年貢納入を命ずる	大和守／藤英（花押）	醍醐寺文書24函		10-23,p109
25 (年未詳)12.19	西九条の百姓に亭子院領の年貢納入を命ずる	三淵大和守／藤英（花押）	法金剛院文書二		10-23,p110

和守所築ナリ」とあって、秀吉の伏見城の前身であつたと考える余地がある。⁽⁶⁴⁾

伏見に限定されないが、藤英は義昭上洛直後から、伏見周辺のいわゆる洛南地域に対して、自らの勢力を及ぼそうとしていたふしがある。

というのも、永禄十一年十月十八日、藤英は上醍醐山上への築城につき、上醍醐寺との間で起請文を取り交わしているからである。そのなかで藤英からは、寺内における乱妨狼藉の停止、寺領の当知行安堵、寺家への肩入れなどを約し、寺家側は、⁽⁶⁵⁾藤英勢へ敵対・裏切りをしないこと、呪詛をしないことなどを誓っている。⁽⁶⁶⁾このとき藤英が城郭を構え陣所としたのは、上醍醐寺の如意輪堂であるとされている。

醍醐は伏見からはさほど離れていない。とすれば、この頃からすでに藤英は醍醐・伏見地域に睨みをきかす役割を与えられていたと見ることも可能である。

ところが、この藤英の目論見はそれからわずか十日足らずで失敗に終わってしまう。この事件については面白いエピソードが残っている。上醍醐寺衆徒は、十月二十七日夜に如意輪堂がにわかに焼失したものの、翌日その焼け跡の痕跡がまったく残っていないという奇異を奏上しているのである。この顛末は後年三宝院義演が編んだ『醍醐寺新要録』でも「不思議事」として書き留められている。

義演はこのときの様子を、「夜半計ニ堂内ヨリ俄ニ焼出テ、光焰四方ニ熾盛シ、漸諸兵トモ起出テ仰天、或兵具ヲ捨て逃走、或方角ニ迷テ倒伏」し、藤英は「猶以大ニ驚キ身モ堅テ即退散」したと伝える。義演はこの怪異を「本尊之靈験」ゆえとしているが、靈験か、はたまた不慮の失火かは措くとして、藤英は上醍醐山上に構えた城を十日足らずで手放さざるをえなかつたのである。あらためて伏見に城を構えたのはその後のことになるのだろう。

さて、伏見に居城を構えたことから常識的に考えられるのは、この周辺地域に対して藤英は何らかの領域的支配を行なっていたことだろうかということである。この仮説にもとづいて藤英の発給文書、記録上の活動を再検討したい。

藤英が伏見周辺地域に対して何らかの領域的支配を行なっていたことを明瞭にうかがわせる史料上の初見は、『兼見卿記』元亀三年四月二十日条である。内容は、伏見宮貞敦親王の被官衆が吉田兼見（当時は兼和）のもとを訪れ、伏見に賦課された軍役免除を藤英に申し入れたさいの（今度三大陣役用捨之事）口入を謝したもの。藤英が伏見辺に軍役を賦課しようとしていたことが判明する。このような活動は、藤英が伏見城主であったことと無関係ではあるまい。

また、藤英没後の天正三年三月、「ふしみのしやうの事、みつふち山となんちたる分は申つけ候よし、むらゐあけまいらる、」とあつて、「なんち」の解釈など文意をとるのが難しいが、朝廷と信長の京都所司代村井貞勝との間で、生前の藤英が何らかの支配を及ぼしていた伏見荘に関する措置が取り決められていることからも、この地域に対する藤英の影が看取できる。

発給文書を見直せば、醍醐・小野・炭山・勧修寺・笠取各郷の名主百姓中に宛て、上醍醐寺領散在分の年貢諸成物収納を命じた折紙⁽²⁴⁾、三宝院門跡領散在分の当知行安堵を行なつた折紙⁽¹⁹⁾、上醍醐寺に対する徳政令の適用を免除した信長朱印状の副状⁽¹³⁾⁽⁶⁹⁾などは、この地域の領域的支配者としての権力行使であったと考えることができるかもしれない。

さらに視野を広げると、山城大住莊名主百姓に宛てて年貢諸成物を疊華院に収納するよう命じた永禄十三年九月の折紙⁽¹⁰⁾、西九条の百姓に宛てて亭子院領の年貢を納めるよう命じた年未詳の折紙⁽²⁵⁾もこれ

らの事例に含めることができようか。大住莊は、伏見の南方、大和へ抜ける途中に存在する莊園、西九条は伏見から見れば北部、下京との間に位置する。

以上の文書から、藤英が伏見を中心とする洛南の領域的支配を行なつていたと判断することが許されば、彼が所領関係で文書を発給しているものの所領の所在地が明らかではない、山城金藏寺領（6）・賀茂社領（7）・壬生官庫敷地（8）もまた、この領域内かそれに近接した地域に所在していた可能性を指摘できる。

さらに藤英は、こうした立場を梃子として、伏見に所在するとおぼしき寺社領を押領している。元亀二年には稻荷社領を押領し初午の参銭を奪い取つたことに対し、その停止が朝廷を通じ幕府に要請された。⁽⁷⁰⁾ この押領により当年の稻荷祭神輿御幸の延引をまねいた。⁽⁷¹⁾ このとき奪い取つた参銭なのかどうか、同年九月、藤英・秋豪父子は稻荷社参銭を当社造営料として東寺觀智院に寄進している。⁽⁷²⁾ また、伏見般舟三昧院からも藤英の押妨について訴えが出されており、以上二つの事例からはある程度強圧的な支配が行なわれていたことを推測せしめる。

第一章で検討したように、藤英は三淵家伝來の所領を山城松崎内に十石分有していた。元亀二年の山城普賢寺城攻撃のさい、出陣した武将のなかに藤英の名前が見える。このときの攻撃衆は細川藤孝など「山城二知行有之衆」によつて編成されていたことからも、藤英が山城に何らかの知行を有していたことは間違いない。洛南地域の支配者として活動する根底には、前代以来培つてきた奉公衆としての山城国内の所領支配のあり方があると考えるのは、穿ちすぎだろうか。

（3）義昭・信長政権のなかでの藤英の立場

前節で明らかにした藤英の伏見地域に対する権力行使は信長権力を無

視して遂行できるものではなく、そこに一定の限界があつたことはいまさらいうまでもないだろう。

たとえば、上醍醐寺に対する徳政令適用免除（13）は信長朱印状（原文書は残つていない）を施行したものである。また、前節で言及した大住莊百姓に対する年貢収納命令（10）は、信長側近である武井夕庵との連署で発給されている。

永祿十一年の義昭上洛から元亀四年のいわゆる「室町幕府の滅亡」までの政治体制は、幕府権力と信長権力の二重構造であつたと指摘されている。⁽⁷⁵⁾ 藤英による洛南地域の支配という議論が成立するとすれば、それもこの大枠のなかで行なわれたことは疑いを入れる余地がない。しかししながらいっぽうで、山城・摂津・大和・河内など畿内中心部においては、義昭はそれなりの基盤を有しており、信長もその介入には慎重な姿勢を見せていたという。⁽⁷⁶⁾ 藤英の洛南支配はそうした義昭権力による畿内支配の一翼を担つていたとひとまず推測できよう。

さて、ここまで藤英の洛南地域における立場を、「領域的支配者」という多少曖昧な表現で説明を加えてきた。こうした藤英の立場は、右のような織田信長・足利義昭の二重権力構造のなかで具体的にいかなる位置づけを与えるべきなのだろうか。

「領域的支配者」といつて想起される職は守護である。義昭政権下の畿内各國における守護については脇田氏が言及されている。⁽⁷⁷⁾ 脇田氏は山城（不設置→山岡景友）、摂津（池田勝正・伊丹忠親・和田惟政）、大和（松永久秀）、河内（畠山高政・三好義継）、和泉（畠山高政）のそれぞれについて守護もしくは守護的活動を行なつた武将を指摘している。

藤英の伏見城が所在する山城は、右に掲げたように、義昭政権下においては当初守護は置かれず、のち元亀三年に山岡景友が半国（上山城）守護に任じられている。⁽⁷⁸⁾ しかしながらこの補任がどれほどの実効性を有

していたのかという点には、疑問が向けられている。⁽⁷⁹⁾

守護を列举された脇田氏にせよ、そこであげられた人物たちについて史料にもとづき詳細な事績を編んだ谷口氏にせよ、この時期における守護のあり方を明確に規定しているわけではなく、各人の活動のなかでどうが守護の職権に由来したものなのか腑分けしているわけでもない。

そもそも摂津の「三守護」と称された一人である和田惟政を見ても、彼が摂津において軍政的な権限をもつていたことは確認できるが、それ以外の活動はいまひとつ明らかでない。守護ではないが、山城勝竜寺城を拠点に周辺の支配を行なっていたとされる細川藤孝にしても、天正元年七月の義昭没落以後に西岡一帯の一職支配を宛て行なわれる以前の活動は、残された史料からは不明確というほかない。

いま例示した二人に比して、藤英の場合前節で論じたように、その活動がより具体性を帶びており、むしろこの藤英の洛南支配のあり方を基点として、義昭による山城の領域的支配、ひいては畿内の領域的支配といふものを類推することができるのではないか。

ある限定された領域に対して、軍役賦課、当知行安堵、徳政免除、年貢収納命令などを行なった藤英の活動を評して、山城守護的、あるいは山城守護の地域的分掌であると表現するのは簡単だが、たんにそれを指摘するのみでは何も明らかにしていないに等しい。他の有力側近にそうした活動が明確にうかがえない以上、三淵藤英による洛南地域支配こそ、信長権力による掣肘を受けた足利義昭政権による領域支配の典型であると考えたい。そのうえであえて室町幕府の制度との接点を求めて藤英の支配のあり方を規定するとすれば、奉公衆三淵氏として培ってきた膝下御料所預置の実績と、守護による領域支配のあり方がない交ぜになつて具現化したものということができよう。

(4) 藤英周辺の人的ネットワーク
本稿のここまででの論述にあたって、藤英の活動を検討するために使用した史料の一つに『元亀二年記』という記録がある。以下本節では、この記録を一つの手がかりとして、三淵氏、および藤英の血縁を主たる媒介とした交友関係を明らかにしたい。

さて『元亀二年記』は、原本は存在せず、近世の写本が現在前田育徳会尊經閣文庫に所蔵されている。また、尊經閣文庫本を明治十七年に贈写した写本が東京大学史料編纂所に架蔵されている。⁽⁸⁰⁾表題のとおり元亀二年、しかもその五月から八月までのわずか四ヶ月の日次記であるが、内容的には、京都を中心とした政治的動向や細川藤孝・三淵藤英・同秋豪など義昭側近の活動に関する記事を多く含んでいて貴重である。

『元亀二年記』の史料的性質を考えるうえで問題なのは、記主が明らかでないことである。藤英・秋豪の交友を探るうえで記主を確定することは不可欠の作業であると思われるゆえ、まず記主の絞り込みを行なつておく必要がある。

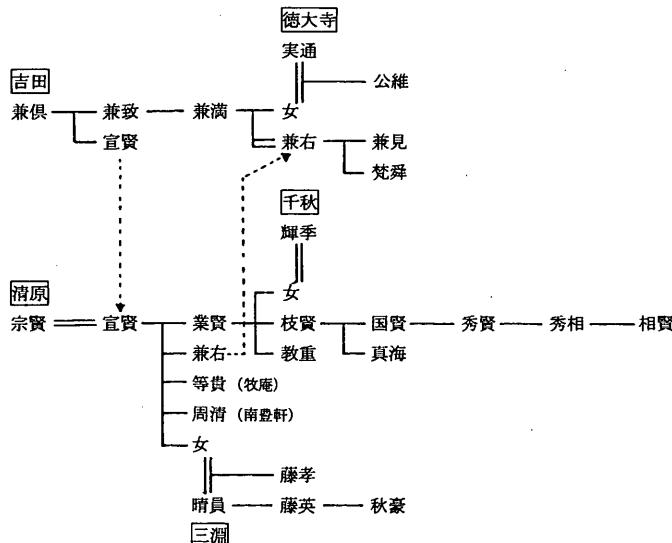
尊經閣文庫本の書写奥書には、貞享三年（一六八六）三月下旬の日付で、次のような記載がある。

右元亀二年記一巻、舟橋相賢卿家蔵之旧本也、未「知」何人所レ記、然事實而不「飾」詞簡而不虚説レ之、則猶對「其人」臨「其時」、因而命「書吏」纂「贍之」、補「諸史闕」云々爾、

すなわち、元來『元亀二年記』は舟橋家の所蔵にかかり、前田家が本書の写本を作成した近世前期の段階ですでに記主が不明となつていただことがわかる。右の奥書から素直に考えれば、舟橋（清原）氏の人間によつて記されたものであると推測できよう。

時期は下るが、慶長五年（一六〇〇）から同十八年（一六一三）に至る舟橋秀賢（相賢の祖父）の日記『慶長日件録』がある。現在続群書類

図2 吉田・清原・三淵氏関係系図



『尊卑文脈』(新訂増補国史大系)、『吉田家譜』『舟橋家譜』(東京大学史料編纂所蔵叢書写本)などにより作成

従完成会により『史料纂集』として活字化されているが(山本武夫氏校訂)、この活字本の「付録」として「国賢卿記(抄)」が翻刻掲載されている。国賢は秀賢の父。実は、ここで翻刻されている「国賢卿記(抄)」こそがまさに『元龜二年記』に相当するものなのである。『慶長日件録』解題では「時の動きを理解する意味で、国賢の元龜二年の日記の一部を以下に抄出することにする」とだけあって、いかなる『慶長日件録』解題では「時の動きを理解する意味で、国賢の元龜二年の日記の一部を以下に抄出することにする」とだけあって、いかなる

根拠でこの記録を「国賢卿記」と呼称するに至ったのかにはまったく言及されておらず、翻刻に使用された底本などのデータも呈示されていらない。

根拠でこの記録を「国賢卿記」と呼称するに至ったのかにはまったく言及されておらず、翻刻に使用された底本などのデータも呈示されていらない。

周知のように、兼見の父吉田兼右は清原宣賢の次子であり、吉田兼満の養子として吉田家を嗣いだ。⁽⁸⁶⁾また、藤孝の母(三淵晴員室)もまた第一章で触れたように清原宣賢の子、つまり兼右と兄弟にあたる。遡れば宣賢は吉田兼俱の子であり、清原宗賢の養子として清原家に入嗣している。すなわち清原・吉田・三淵の三家は、養子・婚姻などにより緊密な関係にあつたわけである。⁽⁸⁷⁾『元龜二年記』の記主をこの時期の清原家の人に間に比定するとすれば、「兼見卿記」に見える人的関係との類似性も肯けることになろう。参考のため清原・吉田・三淵三家を中心とした関係系図を掲げる[図2]。

藤英の義理の従兄弟にあたる兼見による「兼見卿記」は、元龜元年部から伝存している。元龜二年は正月から三月、および十一月・十二月の部分が残っている。つまりちょうど『元龜二年記』の該当部分は欠落しており、「兼見卿記」の記事と重ね合わせて検討することはできない。

そこで『元龜二年記』の記事から、記主を推測する材料を拾い集めてみる。

に「国賢卿記」の書名で写真帳が架蔵されているが、これは慶長九年(一六〇四)十二月の政仁親王(のちの後水尾天皇)読書始に關わる諸の記録が断片的に残っていることとなる。

ただ、結論から先にいえば、筆者も記事の検討から『元龜二年記』の記主を清原国賢であると推定するに至ったので、まわりくどくなるが以下考証を述べたい。

『元龜二年記』と同様、この時期の政治動向を知るうえでの重要な古記録として、神祇管領長上吉田兼見(兼和)の日記『兼見卿記』がある。同時期の『兼見卿記』と『元龜二年記』を比較すると、藤孝・藤英・秋豪など、両者はほとんど共通といってよい人的関係のうえに立脚していることがわかる。

- ①祝儀如常、喝食へ南豊弟子、予甥、祖母・御乳等相伴喝食競
馬村新係乞遣了、（五月五日条）
- ②於相国寺光源院殿追善七廻転読アリ、吉田衆・三弥等令同道
見物、（五月十五日条）
（兼見）
- ③吉侍令同道徳大寺殿へ参、次牧殿へ留守見舞二行、（五月二十日
条）
（飯川秋共）
- ④飯治令同道牧殿へ行、三和母儀・宮川女房衆於彼所見參、
（五月二十七日条）
- ⑤次行繼母許、外史・庫頭同道、（六月八日条）
（千秋輝季）
- ⑥千刑令同道三大母儀許へ行、他出、（七月一日条）
（母儀・梵舜等相伴、次參墓、及午刻帰宅）
- ⑦早天ニ為墓參吉田へ行、於神光院濟アリ、吉兵・南豊・三大
母儀・梵舜等相伴、次參墓、及午刻帰宅、（七月十二日条）
- ①からは相国寺惠林院南豊軒に記主の甥が喝食として入っていることがわかる。南豊軒主は、兼右の弟周清であろう。ここでも吉田家と記主の家のとの関係の深さがうかがえる。吉田家との関係でいえば、②では吉田衆・三淵秋豪と一緒に義輝七回忌仏事に見物におもむき、③では兼見と同道して徳大寺公維・牧殿を訪問している。牧殿もまた兼右弟の等貴、徳大寺公維は、図2にあるとおり吉田兼満の娘を母としているから、清原・吉田・吉田両家と姻族であった。
- さらに⑦では、記主は兼見・梵舜兄弟に加え彼らの叔父にあたる周清とともに吉田へ墓参をおもむいている。とすれば三大母儀、つまり藤英母とは、藤英の実母ではなく、晴貞室藤孝実母（藤英義母）にあたる女性であろうか。④では同じく藤英母や宮川女房衆と牧殿の居所で会つているが、宮川とは智光院、清原宣賢息女のことを指す。
（88）

以上から、記主は清原家人間と考えて大過あるまい。次に清原家の誰にあたるかが問題となるが、⑤から、「外史」「庫頭」ではないことがわかる。庫頭は兵庫頭であつた清原教重、外史は不明。以上からすれば記主は枝賢・国賢父子のいずれかに絞り込むことができようか。枝賢は元亀一年当時宮内卿で五一歳⁽⁸⁹⁾、国賢は少納言兼侍従で二七歳⁽⁹⁰⁾であった。記主は⑥にあるように、義昭側近であつた千秋輝季としばしば行動をともにしていた。図2にあるように、輝季は枝賢妹を室としていたので、彼もまた清原家の縁者である。国賢が千秋輝季と時おり行動をともにしていたことについては、『兼見卿記』元亀二年正月二十二日・同三年二月十九日各条などに所見がある。千秋輝季にとどまらず、『兼見卿記』『元亀二年記』に見える交遊記事には、共通する人物が多い。つまり、兼見・輝季・『元亀二年記』記主は、日常的に親交があり、行動を共にする機会の多い間柄であったということができる。このうち『兼見卿記』に見えて『元亀二年記』に見えないのが清少納言、すなわち国賢である。枝賢は双方の記事にほとんど登場しない。また、『元亀二年記』に散見する「高尾」の僧正は国賢の弟高尾山法身院の僧真海に比定される。以上状況証拠の羅列に終始したが、『元亀二年記』の記主を清原国賢に決定したい。

さて『元亀二年記』の記主を清原国賢としたうえで、あらためて『兼見卿記』も含め藤英・秋豪の活動をうかがうと、上述のごとき清原・吉田家のネットワークに両者も深い関わりをもつていたことがわかるのである。

兼見・国賢・藤英・秋豪・藤英母、そしてこれに藤孝や千秋輝季も加えて、相互に頻繁に行き来していた。さらに、政治的な陳情⁽⁹²⁾から、日常的な食事、見物・蹴鞠・観能などの遊興⁽⁹⁴⁾、贈答⁽⁹⁵⁾、物の貸し借りなどの関係を垣間見ることができる。

元亀四年正月に兼右が没したとき、その遺品の長太刀が義理の甥にあたる藤英に贈られたことも、吉田家と藤英の紐帶の太さを物語るものである。

あろう。こうした関係はもとより父晴員の時期に形成されたものであるが、藤英は、父以来の血縁を媒介とした人的関係と、義昭上洛以来らため取り結んだ人的関係のなかで、義昭の側近としての日々を送っていたわけである。

むすび

以上本稿では、三淵藤英を中心に据えて、第一章では藤英以前の三淵氏の系譜、とりわけ父晴員の室町幕府奉公衆としての活動、履歴、三淵氏の所領などを明らかにした。第二章では、藤英個人の事績を、呼称（官途呼称）の変化時期を可能なかぎり絞り込みながら跡づけた。第三章では、足利義昭側近としての藤英の活動を、その発給文書や記録などから検討し、洛南地域の領域的支配を担っていたことを指摘した。また、『元龜二年記』の記主を清原国賢と断定し、清原・吉田両家の姻戚関係のなかに藤英（三淵家）が位置付けられることを明らかにした。

天正元（元龜四）年に入つてからの義昭・信長の対立、同年七月の義昭降伏によるいわゆる「室町幕府の滅亡」の過程のなかで、藤英は、信長方に与した弟藤孝と袂を分かつて、義昭側につき一條城に立てこもつた。敗れて二条城を明け渡し居城の伏見に退いた直後は、信長方の将として石成友通を攻めるなどの働きを示したが、翌天正二年には伏見城を取り上げられ明智光秀の居城坂本に子秋豪とともに預けられていたとみえ、七月六日に父子ともに切腹して没した。その意味で藤英は、その死に至るまで一貫して義昭に臣従した「室町幕府最後の奉公衆」といえるのかもしれない。

三淵家の名跡は藤英・秋豪の死により途絶えたわけではない。藤英の次子藤利⁽⁹⁸⁾が名跡を継いで旗本として徳川家康・秀忠に仕えるいっぽうで、藤英・藤孝の弟好重も三淵の名跡を継いで細川家に従い、近世では

肥後細川藩の家老として重きをなし、家伝の文書を残している。⁽⁹⁹⁾清原秀賢の日記『慶長日件録』を見ると、前者藤利と清原家との交流は統いていたようである。⁽¹⁰⁰⁾

（注）

（1）以下本稿の引用史料中、同書に収録されている史料には※を付す。

（2）二木謙一『中世武家の作法』（吉川弘文館、一九九九年）、一六二頁。

（3）『寛政重修諸家譜』第一（続群書類從完成会）、三三三三頁※。

（4）『系図纂要』第十冊（名著出版）、六〇九頁※。

（5）なお『三淵家文書調査報告書』（八代市立博物館未来の森ミュージアム、一九九三年）を参照。

（6）東京大学史料編纂所編『大日本古文書 蟹川家文書之二』三一号。今谷明「『東山殿時代大名外様附』について」（同著『室町幕府解体過程の研究』岩波書店、一九八五年、初出一九八〇年）。

（7）福田豊彦「室町幕府の奉公衆体制」（同著『室町幕府と国人一揆』吉川弘文館、一九九五年、初出一九八八年）。

（8）弘文館、「蔭涼軒日録」（『増補統史料大成』臨川書店）寛正二年九月二十九日条。

（9）『日本歴史地名大系30 奈良県の地名』（平凡社、一九八一年）、一五七頁。

（10）『蓮成院記録』（『増補統史料大成 多聞院日記』所収）延徳二年十一月十一日条。

（11）桑山浩然編『室町幕府引付史料集成 上巻』（近藤出版社、一九八〇年）、一一一頁。なお設楽薰「將軍足利義晴の嗣立と大館常興の登場」（『日本歴史』六三一、二〇〇〇年）参照。

（12）設楽前掲論文。

（13）『言継卿記』（続群書類從完成会）天文十三年七月二十日条。

（14）刊本では「晴貞」となっているが、東京大学史料編纂所蔵の原本写真帳により訂正する。

- (15) 続群書類從完成会刊。
- (16) 〔石山本願寺日記〕下（大阪府立図書館長今井貴一君在職二十五年記念会、一九三〇年）、一〇九頁。
- (17) 神田千里「室町幕府と本願寺」（同著『一向一揆と戦国社会』吉川弘文館、一九九八年）。
- (18) 〔披露事記録〕（前掲注（11）桑山浩然編『室町幕府引付史料集成 上巻』所収）天文八年閏六月七日条、『大館常興日記』（増補続史料大成）臨川書店）天文十年十二月三日条。
- (19) 〔大館常興日記〕天文九年七月三日・十月十日・同十二日条など。
- (20) 〔言継卿記〕天文十九年正月五日条。
- (21) 〔天文日記〕天文二十年四月五日条。
- (22) 〔言継卿記〕永禄二年五月一日、同四年四月一日条など。
- (23) 〔言継卿記〕永禄三年正月三日条。
- (24) 東京大学史料編纂所編『大日本史料』第十編之四、一六九頁。以下『大日本史料』第十編については、「大」十之四、のよう表記する。
- (25) 〔鹿苑日録〕天文六年四月十一日条。
- (26) 〔天文日記〕天文六年十二月六日、同七年九月九日条。
- (27) 奥野高廣「足利義昭」（吉川弘文館、一九六〇年）、四八頁。
- (28) 田中淳子「室町幕府御料所の構造とその展開」（大山喬平教授退官記念会編『日本国家の史的特質 古代・中世』思文閣出版、一九九七年）、六七三頁所掲の表参照。
- (29) 神田前掲論文、二五九頁。
- (30) 〔角川日本地名辞典26 京都府上巻〕（角川書店、一九八二年）、一二二頁。
- (31) 今谷明「細川・三好体制研究序説」（今谷前掲書所収、初出一九七三年）。奥野高廣「堺幕府」論（『日本歴史』三三一八、一九七五年）。
- (32) 〔大日本古文書 大徳寺文書之三〕一一五八号。
- (33) 〔大日本古文書 大徳寺文書之三〕一二三八号。
- (34) 天正三年十一月七日信長朱印状（奥野高廣『増訂織田信長文書の研究下巻』吉川弘文館、一九八八年、五九〇号）。
- (35) 〔大日本古文書 大徳寺文書之二〕九三三・九三五号。
- (36) 〔大館常興日記〕天文七年九月三日条。
- (37) 谷口克広「織田信長家臣人名辞典」（吉川弘文館、一九九五年）、四二〇頁。
- (38) 〔寛政重修諸家譜〕。
- (39) 〔細川家記〕一（東京大学史料編纂所架蔵暦写本）※。
- (40) 注（3）に同じ。
- (41) 〔公卿補任〕（新訂増補国史大系）吉川弘文館）。
- (42) たとえば「言継卿記」天文十四年三月二十八日条、四月三日条など。
- (43) 〔惟房公記〕（東京大学史料編纂所架蔵暦影写本）永禄元年五月二十一日・二十六日、六月十九日・二十一日各条※。
- (44) 東京大学史料編纂所架蔵影写本※。
- (45) 〔大徳寺文書之一〕二七九号※。
- (46) 〔由良文書〕（東京大学史料編纂所架蔵影写本・安川繁成氏所蔵）※。
- (47) 〔国史大辞典14〕「由良成繁」項（峰岸純夫氏執筆）。
- (48) それぞれ「大徳寺文書之一」二七七、二七八、二八〇号。
- (49) 長江正一「三好長慶」（吉川弘文館、一九六八年）、一二二〇頁。松村正人「室町幕府政所頭人伊勢貞孝」（『白山史学』三五、一九九九年）。
- (50) 長江前掲書。
- (51) 〔言継卿記〕でも、これまで御部屋衆として父晴員（伊賀人道）と列記されていたのだが、晴員のみしか登場しなくなる。
- (52) 〔多聞院日記〕永禄九年正月八日条。
- (53) 〔言継卿記〕永禄十年十月二十四日条。
- (54) 〔多聞院日記〕永禄九年八月二十一日条。
- (55) 〔多聞院日記〕永禄十年十月二十三日条。
- (56) 〔本匂寺文書〕二（東京大学史料編纂所架蔵影写本）※。
- (57) 〔言継卿記〕永禄十一年十月六日条。『大』十之一、一七八頁。
- (58) 〔勸修寺文書〕六（東京大学史料編纂所架蔵影写本）※。義昭参内にも御伴衆として扈從している。〔言継卿記〕永禄十一年十月二十二日条。
- (59) 〔言継卿記〕元亀二年七月二十三日条。

- (60) 〔大〕十之六、六七一頁。
- (61) 脇田修「織田政權と室町幕府」（同著『近世封建制成立史論』東京大学出版会、一九七七年、初出一九七五年）。
- (62) 谷口前掲書。
- (63) 〔大〕十之二十二、一八九頁。
- (64) 〔山州名跡志〕十三（紀伊郡）※。
- (65) 〔大日本古文書〕醍醐寺文書之十一二二九四～九六号※。
- (66) 〔醍醐寺新要録 上巻〕（醍醐寺文化財研究所編、法藏館、一九九一年）
- (67) 卷第一如意輪堂篇※。
- (68) 〔理性院文書〕坤（〔大〕十之一、二八二頁）。
- (69) 〔増訂織田信長文書の研究 上巻〕（前掲）二六二号参考。
- (70) 〔東山御文庫記録〕甲二四四（〔大〕十之五、九一七頁）。
- (71) 〔東寺執行日記〕（〔大〕十之六、一四六頁）。
- (72) 〔東寺文書〕神泉苑文書（〔大〕十之六、九三六頁）。
- (73) 〔お湯殿の上の日記〕元亀三年十月三日条（〔大〕十之十、一七六頁）。
- (74) 〔元亀二年記〕五月一日条（〔大〕十之六、一〇一頁）。
- (75) 脇田前掲論文。染谷光廣「織田政權と足利義昭の奉公衆・奉行衆との関係について」（『国史学』一一〇・一一一、一九八〇年）。
- (76) 脇田前掲論文。
- (77) 脇田前掲論文。
- (78) 〔兼見卿記〕（史料纂集）統群書類從完成会 元亀三年五月八日条。
- (79) 脇田前掲論文。
- (80) 谷口前掲書「山岡景友」項。
- (81) 架番号 2073-321°。
- (82) 史料纂集本第二卷、一五三頁。
- (83) 〔国書総目録〕〔国書人名辞典〕〔国史大辞典〕〔清原国賢〕〔記録〕項など参照。
- (84) 舟橋明賢氏所蔵原本の写真帳で、「宣賢卿記」「枝賢卿記」と合綴されている。架番号 6173-312。
- (85) 〔慶長日件録〕（史料纂集）統群書類從完成会 同年十一月七日～十七日条にも関連記事がある。
- (86) 伝記史料は〔大〕十之十三、四四頁以下に収載。
- (87) 詳細は『国史大辞典3』「兼見卿記」項（染谷光廣氏執筆）参照。
- (88) 〔慶長日件録〕慶長九年十月一十八日条。
- (89) 〔公卿補任〕天正四年条。
- (90) 〔公卿補任〕慶長十二年条。
- (91) 染谷前掲論文。
- (92) 〔兼見卿記〕元亀三年閏正月十四日、三月一日、十月二十四日条。
- (93) 六月十二日・十四日・二十七日条、〔兼見卿記〕元亀元年十一月十六日、元亀三年八月二十日条。
- (94) 五月十日、六月二日・十一日・六月二十九日、八月十五日条、〔兼見卿記〕元亀三年八月二十四日条。ちなみに、藤英が連歌に参加している史料が一つある。内閣文庫所蔵「寄合連歌」中に見える、元亀三年九月二十八日醍醐山寂靜院谷無量院で興行された連歌において、里村紹巴・藤孝・飛鳥井雅敦らとともに参加して七句を詠んでいる（〔大〕十之十二、三八六頁）。
- (95) 六月七日・十六日条。
- (96) 六月九日条。
- (97) 〔兼見卿記〕天正元年三月十一日条※。
- (98) 〔寛政重修諸家譜〕〔系図纂要〕は秋豪子に作る。
- (99) 〔三渢家文書調査報告書〕（前掲）参照。
- (100) 〔慶長日件録〕慶長九年四月四日、七月四日、同十年三月二十五日条。

表2 三淵藤英年譜

名乗り	年月日	摘要	典拠	本稿頁
弥四郎	天文 9. 8.10	清光院の使者として鹿苑院に来訪	鹿苑日録	71
	天文13. 10. 9	御部屋衆として幕府に出仕（以後同記にしばしば見える）	言継卿記	71
	天文14. 3. 28	清原業賢邸の蹴鞠に参加（以後同記にしばしば見える）	言継卿記	71
	天文15. 1. 3	奉公衆として幕府に出仕	言継卿記	
彈正左衛門尉	永禄 1. 5. 21	万里小路惟房、書状を弾正左衛門方に送り、改元についての図慮を伝える	惟房公記	72
	永禄 2. 1. 4	奉公衆として幕府に出仕	言継卿記	
	永禄 3. 1. 8	吉田兼右、普請の事について弾正左衛門尉に尋ねることあり	兼右卿記	
	永禄 5	（これ以前、横瀬成繁に、義昭から鉄砲を贈られたことの祝意を伝える）	由良文書	72
	永禄 5. 9. 2	大徳寺境内に禁制を發布する	大徳寺文書	72
	永禄 9. 8. 24	足利義昭の上洛について大和国人十市遠勝の忠節を求める	多聞院日記	74
	永禄10. 10. 20	三好久介と山城炭山にて戦い、惨敗し、討死の風聞が流れる	言継卿記	73
	永禄11. 8. 11	細川藤孝とともに義昭の使者として近江佐和山に赴く	本匂寺文書二	73
	永禄11. 10. 6	山科言継に対し、義昭参内の道具について正実坊と相談すべき旨の折紙を発給する	言継卿記	73
	永禄11. 10. 18	醍醐山上に城郭を築くことについて、上醍醐惣中と起請文を取り交わす	醍醐寺文書	76
藤英	永禄11. 11. 12	賀茂社領安堵の室町幕府奉行人奉書の副状を発給する	鳥居大路良平氏文書	77
	永禄11. 11. 19	山城金蔵寺領安堵の室町幕府奉行人奉書の副状を発給する	金蔵寺文書	77
	永禄12. 10. 17	小堀朝芳に、山城壬生官庫敷地四町町を安堵する書下を発給する	壬生文書二	77
	(元亀1. 3. 1)	父晴員卒す		69
	元亀 1. 3. 22	山城国大住莊百姓等に対し、年貢を進納するように命ずる	憂華院文書	76
	元亀 1. 8. 30	義昭、軍を率いて京都を発し山城勝龍寺城に入る。藤英は京都留守軍中にあり	言継卿記	
	元亀 1. 11. 13	義昭、藤英をして吉田社斎場所内外両宮を修理せしめる	兼見卿記	
	元亀 1. 12. 22	自らの子を朝倉義景の質に出す	尋憲記	
	元亀 2. 1. 25	洛中火災の犯人を逮捕する	兼見卿記	
	元亀 2. 2. 6	山城稻荷社領を押領する	東山御文庫記録	77
	元亀 2. 4. 25	醍醐寺三宝院入室の二条晴良子（義演）に、義昭の一字を授与する旨の書状を発給する	三宝院文書	74
	元亀 2. 5. 1	細川藤孝らとともに山城普賢寺城を攻めんとして兵を発す	元亀二年記	77
	元亀 2. 7. 4	摂津に出陣する	尋憲記	74
	元亀 2. 7. 11	大和より京都へ帰る	尋憲記	74
	元亀 2. 7. 23	摂津に出陣する	言継卿記	74
	元亀 2. 7. 26	摂津南郷社境内における乱妨停止の禁制を掲げる	今西文書坤	74
	元亀 2. 8. 28	夜半に摂津高槻城へ入城する	言継卿記	74
	元亀 2. 9. 28	秋豪とともに東寺觀智院に稻荷社參銭を寄進し、同社造営料となす	東寺文書（神泉苑文書）	77
	元亀 2. 9. 30	兵を率いて、奈良に到る	尋憲記	74
	元亀 2. 10. 9	奈良から京都へ帰る	尋憲記	74
	元亀 2. 11. 2	平野社領を幕府が押収したことについて、幕府と朝廷の取次役を勤める	言継卿記	
	元亀 3. 1. 18	義昭、藤英の邸宅に御成する	兼見卿記	
	元亀 3. 3. 2	吉田兼見、醍醐安養坊愁訴の儀につき、藤英を訪れる	兼見卿記	
	元亀 3. 3. 27	細川藤孝とともに信長屋敷の築地普請を奉行する	兼見卿記	
	元亀 3. 4. 16	信長軍の一員として河内に出陣する	兼見卿記	
	元亀 3. 4. 20	伏見宮貞教親王の被官衆、吉田兼和（兼見）に藤英が陣役を賦課したことに対する免除の口入を謝す	兼見卿記	76
	元亀 3. 9. 28	連歌興行に参加する	寄合連歌	83
	元亀 3. 10. 3	山城般舟三昧院、藤英の同國伏見に乱妨するを訴える	お湯殿の上の日記	77
	天正 1. 3. 11	吉田兼和、見舞いのため伏見の藤英のもとに赴き、兼右衛門の長太刀を贈る	兼見卿記	80
	天正 1. 7. 3	義昭、藤英等に二条城を守備させる	お湯殿の上の日記	81
	天正 1. 7. 12	二条城を退き、伏見に移る	兼見卿記	81
	天正 1. 8. 2	信長、藤英および細川藤孝らに命じ、石成友通等を山城淀城に攻める	年代記抄節	81
	天正 2. 7. 6	子秋豪とともに、近江坂本城にて自殺する	年代記抄節	81